

東京都公報

発行
東京都

目次

告示

- 平成二十二年東京都告示第六百十号（都民の健康と安全を確保する環境に関する条例第三十五条に規定する知事が別に定める低公害・低燃費車に関する要綱）の一部改正……………一
- 平成二十八年東京都告示第五百二十号（平成二十二年東京都告示第六百十号（都民の健康と安全を確保する環境に関する条例第三十五条に規定する知事が別に定める低公害・低燃費車に関する要綱）の一部改正）の一部改正……………二
- 平成二十二年東京都告示第六百一十一号（都民の健康と安全を確保する環境に関する条例施行規則第十七条第三項に規定する知事が別に定める自動車に換算する方法を定める要綱）の一部改正…（同）…三
- 開発行為に関する工事完了（二件）……………二
- …（都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第二課）…三
- 都民の健康と安全を確保する環境に関する条例第三十四条第一項に規定する低公害・低燃費車に関する要綱の一部改正……………三
- …（環境局環境改善部自動車環境課）…三

告示

●東京都告示第二百三十七号
平成二十二年東京都告示第六百十号（都民の健康と安全を確保する環境に関する条例第三十五条に規定する知事が別に定める低公害・低燃費車に関する要綱）の一部を次のように改正する。

令和四年三月二日

東京都知事 小池百合子

題名を次のように改める。

都民の健康と安全を確保する環境に関する条例第35条第1号に規定する特定低公害・低燃費車及び同条第2号に規定する知事が別に定める乗用車に関する要綱

第一条中「第35条」を「第35条第1号」とし、「知事が別に定める低公害・低燃費車（以下「特定低公害・低燃費車」という。）を「特定低公害・低燃費車及び同条第2号に規定する知事が別に定める乗用車」と改める。

第二条第一項第四号を次のように改める。

(4) 乗用車 条例第35条第2号に規定する規則で定める乗用車

第二条第一項中第二十五号を第二十七号とし、第十一号から第二十四号までを第十三号から第二十六号までとし、同項第十号中「電池」を「蓄電装置」に改め、同号を同項第十一号とし、同号の次に次の一号を加える。

(2) ハイブリッド自動車 内燃機関及び駆動用の電動機又は油圧セクターを有する普通自動車等

第二条第一項中第九号を第十号とし、第八号を第九号とし、同項第七号中「乗用車」の次に「及び軽乗用車」を加え、同号を同項第八号とし、同項第六号中「乗用車」の次

に「及び軽乗用車」を加え、同号を同項第七号とし、同項第五号中「普通自動車等」の次に「（普通自動車、小型自動車及び軽自動車をいう。以下同じ。）を「乗用車」の次に「及び軽乗用車」を加え、同号を同項第六号とし、同項第四号の次に次の一号を加える。

(5) 軽乗用車 軽自動車であって、専ら乗用の用に供するもの（これを改造した特種の用途に供するものを含む。）

第二章の章名を次のように改める。

第二章 特定低公害・低燃費車及び知事が別に定める乗用車の該当要件

第三条の次に次の一条を加える。

(知事が別に定める乗用車の該当要件)
第3条の2 条例第35条第2号に規定する知事が別に定める乗用車は、特定低公害・低燃費車のうち次に掲げる要件のいずれかに該当する乗用車とする。

(1) 前条第1号又は第2号の要件に該当すること。

(2) 前条第3号の要件に該当するハイブリッド自動車であること。

第四条の見出し中「特定低公害・低燃費車」の次に「及び知事が別に定める乗用車」を加え、同条第一項中「前条」を「第3条」に改め、「該当要件」の次に「又は前条に掲げる知事が別に定める乗用車の該当要件」を加える。

別表第一中「乗用車」の次に「、軽乗用車」を加える。

別表第二中「乗用車」の次に「及び軽乗用車」を加える。

別記様式一から様式四までの規定中「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例第35条に規定する知事が別に定める低公害・低燃費車に関する要綱」を「都民の健康と

安全を確保する環境に関する条例第35条第1号に規定する特定低公害・低燃費車及び同条第2号に規定する知事が別に定める乗用車に関する要綱」に改める。

附 則

この告示は、令和四年四月一日から施行する。

●東京都告示第二百三十八号

平成二十八年東京都告示第五百二十号（平成二十二年東京都告示第六百十号（都民の健康と安全を確保する環境に関する条例第三十五条に規定する知事が別に定める低公害・低燃費車に関する要綱）の一部改正）の一部を次のように改正する。

令和四年三月二日

東京都知事 小 池 百合子

第二条第一項第十九号の改正規定中「平成32年度燃費基準20%向上以上達成車」や「令和2年度燃費基準20%向上以上達成車」及び「平成三十二年燃費基準達成・向上達成レベル」や「令和二年度燃費基準達成・向上達成レベル」に改める。

第三条の改正規定中「。以下「規則」という。」や「。別表第一の次に一表を加える改正規定中「平成32年度燃費基準20%向上以上達成車」や「令和2年度燃費基準20%向上以上達成車」に改める。

第五條第一項中「平成32年度燃費基準20%向上以上達成車」や「令和2年度燃費基準20%向上以上達成車」及び「平成三十二年燃費基準達成・向上達成レベル」や「令和二年度燃費基準達成・向上達成レベル」に改める。

●東京都告示第二百三十九号

平成二十二年東京都告示第六百十一号（都民の健康と安全を確保する環境に関する条例施行規則第十七条第三項に規定する知事が別に定める自動車に換算する方法を定める要綱）の一部を次のように改正する。

令和四年三月二日

東京都知事 小 池 百合子

題名を次のように改める。

都民の健康と安全を確保する環境に関する条例施行規則第17条第3項に規定する知事が別に定める自動車及び同条第5項に規定する知事が別に定める乗用車に換算する方法を定める要綱

第一条中「第35条」や「第35条第1号」及び「知事が別に定める低公害・低燃費車（以下「特定低公害・低燃費車」という。）」や「特定低公害・低燃費車」に改める。

「平成13年東京都規則第34号」の次に「。以下「規則」という。」及び「（という。）」の次に「、条例第35条第2号に規定する知事が別に定める乗用車を、規則第17条第5項に規定する排出ガスを発生しないか、又は排出ガスの発生量が特に少なく、かつ、燃費性能が特に高いものとして知事が別に定める乗用車（以下「換算後の乗用車」という。）に」を加える。

第二条中「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例第35条に規定する知事が別に定める低公害・低燃費車に関する要綱」や「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例第35条第1号に規定する特定低公害・低燃費車及び同条第2号に規定する知事が別に定める乗用車に関する要

綱」に改める。

本則に次の一条を加える。

（換算後の乗用車への換算方法）

第4条 換算後の乗用車への換算方法は、条例第35条に規定する者が事業の用に供する知事が別に定める乗用車の台数に、自動車の種類ごとに、それぞれ換算率を乗じて得た台数を合計する方法とする。

2 前項の自動車の種類ごとの換算率は、次の表のとおりとする。

| 自動車の種類 | 換算率 |
|---------------------------------|-----|
| 1 電気自動車、燃料電池自動車及びプラグインハイブリッド自動車 | 2 |
| 2 ハイブリッド自動車 | 1 |

附 則

この告示は、令和四年四月一日から施行する。

公 告

開発行為に関する工事の完了について

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和四年三月二日

東京都多摩建築指導事務所長

浅 井 勉

開発区域又は工区に
含まれる地域の名称
住所及び氏名
東久留米市南町四丁目千五十五番一の一（第一工区） 西東京市東伏見三丁目八番
十三号

ティーアラウンド株式会社
代表取締役 大橋 博範

開発行為に関する工事の完了について

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和四年三月二日

東京都多摩建築指導事務所長

浅井 勉

開発区域又は工区に
含まれる地域の名称
許可を受けた者の
住所及び氏名

小金井市中町二丁目七番一、 新宿区西新宿二丁目六番一
同番二、同番十一及び同番十 号新宿住友ビル三十一階
六 アグレ都市デザイン株式会
社
代表取締役 大林 竜一

都民の健康と安全を確保する環境に関する条

例第三十四条第一項に規定する低公害・低燃

費車に関する要綱の一部改正について

都民の健康と安全を確保する環境に関する条例第三十四条第一項に規定する低公害・低燃費車に関する要綱（平成二十一年三月三十一日付二十環車計第四百二十二号）の一部を次のように改正した。

令和四年三月二日

東京都知事 小 池 百合子

第二第一号中「をいう」を「をいい、これを改造した特種の用途に供するものを含む」に改め、同第七号中「電池」を「蓄電装置」に改め、同第十五号中「平成22年度基

準エネルギー消費効率」を「平成二十二年度基準エネルギー消費効率」に改め、同第十七号中「平成32年度燃費基準以上達成車」を「令和2年度燃費基準以上達成車」に、「平成三十二年燃費基準達成・向上達成レベル」を「令和二年度燃費基準達成・向上達成レベル」に改める。
第三第三項の表中「平成32年度燃費基準以上達成車」を「令和2年度燃費基準以上達成車」に改め、同表中「又は軽油」を削る。
次の附則を加える。

附 則

この要綱は、令和4年3月2日から施行する。ただし、第2第1号及び第7号の改正規定は、令和4年4月1日から施行する。

発行
 東京都
 東京都新宿区西新宿二丁目八番一
 号
 電話 ○三(五三二)一(代)

郵便番号
 163-8001

定価
 本号
 一箇月 三〇円
 六、六〇円
 (郵送料を含む。)

印刷所
 勝美印刷株式会社
 東京都文京区白山一丁目十三番七号
 電話 ○三(三八二)五二〇一(代)

郵便番号
 113-0001

